

近世中期—幕末維新期における農民層の政治・

社会・経済認識の展開に関する一考察 (一)

—羽州村山郡谷地の場合—

はじめに

大 藤 修

ここ一〇数年来、新たな民衆史創造の必要性が盛んに提唱されて来ている。

いうまでもなく、戦後の歴史学は、民衆こそが歴史を發展させる主体であるという基本認識に立って研究が進められ、多くのすぐれた業績を生み出して来た。ここでは、民衆の経済的成長・階級闘争の發展を基軸に据えて社会全体の歴史的發展を把握するという方法が、正統的・科学的なものとして広く採用された。確かにかかる方法は、民衆の成長過程を社会全体の發展との関係において法則的・統一的に把握する上で、大いに有効性を發揮したものの、それによって提示された民衆像（「人民像」といった方がよいかもしれない）は、抽象的な歴史学の概念で表示されたものにとどまっている。

近年提唱されている新たな民衆史研究は、未だ明確な方法論が提示されているわけではないが、その問題意識は、民衆の成長過程を、単に経済史や闘争史を基準にして測るだけではなく、生活・文化・思想・教育・政治等まで含めた多様な面において具体的に描き出そうとしている点⁽¹⁾では、共通しているようである。かかる研究潮流を根底におい

て支え、推進しているのは、地域の住民生活に根ざして新たな民衆史料の発掘とその研究に従事されている多くの地域史研究者である。方法論を練り上げる必要性はいうまでもないが、それと共に、個々の問題について具体的・実証的解明がなされ、民衆史の全体像を描く上での基礎の充実に努めることが、現段階での最も重要な課題であろう。

色川・鹿野・安丸・芳賀・布川氏等によって提唱され、推進されて来た民衆思想史研究も、右の研究潮流の一環をなすものとして位置付けられる。その提言は、その後、民衆闘争史・生活史・文化史・教育史等の分野においても具体的に生かされつつあり、また国家論に対しても、民衆意識に対置するところの国家の支配イデオロギー研究の必要性を認識させ、従来研究の遅れていた幕藩制国家の支配イデオロギーに関する研究も盛んに行われるようになった。

その結果、国家の支配イデオロギーと民衆意識との関係を基軸として思想史の全体的な動向を把握せんとする新たな思想史研究の方法論も提示されるに至っている。

だが、支配イデオロギー研究においては、当然のことながら如何にして民衆を思想的に支配したかという観点から分析がなされるために、ともすれば、本来多様な内容を持っていたに違いない民衆の意識を、その反映面のみをとらえて一面的に性格規定してしまう傾向もなきにしもあらずである。民衆思想史の立場からすれば、そうしたイデオロギー支配の下で、民衆が如何にして自らの意識を成長させて、その虚偽性を見破り、自らの立場から新たな思想を主体的に形成するに至ったかを具体的に究明することが最も重要な課題となる。

一口に民衆意識といっても、生活意識の次元から政治・社会意識の次元、さらには闘争時の意識と多様な局面を持っており、それぞれについて具体的に明らかにするとともに、それらの相互関係を検討することによって全体像をも把握しなければならない。

筆者は、先に民衆の生活意識の核心をなしていたと思われる「家」意識の内容について論究したのであるが、本稿²⁾

では、政治・社会・経済意識を明らかにするための基礎作業としてそれらの認識の問題を考察してみたい。

素材とするのは、羽州村山郡谷地郷（現山形県西村山郡河北町）の村々の契約講が世間のいろいろな事柄について書き記した、民衆の貴重な文化遺産ともいふべき契約記録である。もとより民衆の政治・社会・経済認識は、それだけの地域の諸条件に規定されてかなりの差異が存在したのであろう。したがって、本稿はあくまで一地域の具体的事例を提示し得るにとどまる。かかる問題に関する研究蓄積のほとんど無い現状では、全国的な動向の中に正確に位置付けて論じることが不可能である。今後他地域においても、こうした具体的・実証的研究がなされ、その地域差とともに全体的な動向をも把握し得るようになれば、民衆思想史・文化史研究は飛躍的な発展を遂げるであろう。

△註

(1) 例えば、水戸藩領内の人形芝居に関して文書、伝承両面

から地道な研究を進められている秋山高志氏は、人形芝居と民衆との関りについて次のような評価をなされている。

白井の農民は文化文政の改革政治下で禁止された人形芝居の上演許可を求めて成功した。このことは高く評価してよいことである。人形を操り、義太夫を語ることは、商品作物を栽培し富の蓄積を図ること、農民一揆によって年貢減免を獲ること、詩文を綴る技を得ることと同じように自己を拡大することであった。新しい形式の表現方法を創造するというのではないけれども地方における文化の創造を行っていたのであった。

(2) 真壁町の人形芝居、「郷土文化」第一七号、一四〇頁

近世における農民層の政治社会経済認識の展開（大藤）

右には、我々が民衆史研究に当たって立脚すべき基本的視角が具体的に示されている。

(2) 拙稿「近世における農民層の『家』意識の一般的成立と相続」（東北大学「日本文化研究所研究報告」別巻第一二集）。

同「近世中・後期における農民層の家相統の諸態様」（『歴史』第四八輯）。

(3) 林 基氏「近世民衆の社会・政治思想研究の史料的基础」(一)（『専修史学』第五・六号）は、従来の民衆思想史研究では、こうした史料論的基礎作業がほとんどなされていなかっただけに貴重である。

(4) 現在までに、河北町誌編纂資料編として「大町念仏講帳」前編（第三四輯）、「同」後編（其の一）（第三五輯）、「同」後編（其の二）（第三六輯）、「前小路中組契約帳」（第四五輯）。

畑中村「年々記録書留帳」(第二六輯)が刊行されている。

「大町念仏講帳」は貞享二年以来現代まで、「前小路中組契約帳」は宝暦五年から天保六年、畑中村「年々記録書留帳」は天保年間から幕末に至るまでの記録である。これらはいずれも幕領の村のものである。

最近、この契約記録を用いて今田洋三氏が、「農民における情報と記録」(「地方史研究」一三二)、「幕末における農民と情報」(「地方文化の伝統と創造」)を発表されている。これは、「再生産の行為」(生産生活の展開過程の中から、生産者の文化的精神的生産の力能の発展を掘り起こす必要がある) (後論文、二〇九頁)という視角から文化形成の基盤である共同体の内的外的な精神的交通の実態と構造を、近世民衆における共同体内交通の様態であり、情報共有機能を果たした契約を具体例として説明せんとしたものであり、民衆文化史研究に精神的交通概念を導入して新生面を切り拓いた画期的意義を持つ論稿である。筆者自身も啓発されるところ大であった。ただ、氏の論稿では、民衆的情報ルートの問題に力点が置かれているために、認識の内容そのものに関してあまり立ち入った分析はなされていない。このことが、氏の論稿の価値をいささかも低めるものではないことはいうまでもない。本稿では、そうした民衆的情報ルートを基礎にして展開する政治・社会・経済認識の内容を少しく詳しく考察し、近世中期から幕末維新时期まで、それがどのように変化してい

ったかを検討してみたい。

なお、谷地郷の契約記録は前掲の林氏の論稿であげられた民衆側史料の類型の中、農民的年代記に相当するものであるが、最近、この種の史料を用いて林 玲子氏「天明期における北関東の情勢」(「地方史研究」二五二)、小林 茂氏「畿内農民の時代感覚の成長」(「日本文化の社会的基盤」)が発表されている。

一、村落構造と契約講の概要

1、村落構造の展開

谷地郷は、西廻り海運の起点である酒田と内陸部の村山郡とを結ぶ最上川水運の一有力拠点^(a)在町であり、近世前期にすでに上方との遠隔地間商業に結び付いていたが、特に元禄・享保期には山形城下町と共に紅花集荷の拠点としての地位を確立していた。

元和八年に領主最上氏が改易されて後、谷地郷一万八千石は八カ村に切られ、北部二カ村は新庄戸沢氏領、南部六カ村は幕領（一万五千石）となり、この六カ村は三ないし四の代官所管轄に分けられ、その所屬はしばしば変更されている。

住民構成の面からみれば、小店舗を持つ居商人の存在した北口町を除いては、その大部分は百姓であり、その他には諸職人と称して、木挽・大工・屋根葺・鍛冶等の免許職人が僅かに見られた。⁽¹⁾しかしながら、谷地郷は商品流通の拠点であるから、身分的には百姓であっても、その中の有力なものは早い時期から商業をも兼営するようになっていたに違いない。殊に大町村、荒町村、松橋村のように市日を持っている村々は、町方的な要素をも多分に含んでいる⁽²⁾ものと思われる。

では、農民の階層構成はどうであったか。まず、村山郡の一般的な傾向について概観しておこう。⁽³⁾村山郡においては、一七世紀後期においても、小家族経営はいまだ一般的には成立しておらず、傍系親夫婦を含む複合家族や「抱水呑」、名子等の従属農民の労働力による比較的大規模な経営が根強く残っていた。以後一八世紀中・後期にかけてが、質地地主・小作関係の進展を伴いながら小家族経営形態が漸次一般化していく過程であった。

右の過程を村落共同体秩序の面から見ると、一七世紀においては同族結合が強固で、各同族団の長たる長百姓が村内きっての大同族の長たる名主を中心にして村役人層を形成し、本・分家の同族的規制を通じて分家小前層を支配するという構造をとっていたが、一七世紀後期から一八世紀中・後期にかけて分家小前層の同族団の枠を超えての横断的結合が進み、旧村落支配秩序を克服しつつ自らの村内における政治的・社会的・経済的地位を高めていっている。その結果、宝暦段階には各村共に、村役人構成において(惣)百姓代が登場するに至っている。

かかる段階においては、もはや旧来の家格よりも現実の経済力の方が村内において支配的地位を占める上でより重要な意味を持つてくる。一八世紀中・後期以後の村落支配者は、商品生産の発展を基礎に質地地主・高利貸・商人資本(いわゆる「豪農」)としての新たな性格を持つようになって来ており、一方、その対極に多くの小作・貧農・諸稼層を生み出してゆき、この新たな矛盾・対立関係が以後の農村の動向を規定する基本的要因となるのである。

また、注目すべきことは、村山地方の「宗門人別帳」を検討すると、一八世紀中・後期には、単に一部上層農家のみならず、全階層の家において襲名(「家名」相続)慣行が成立しているのを検出し得ること、及びやはりこの時期に個々の家が墓碑を建立する習俗が成立しているという事実である。同族結合が強固な段階では、祖先(同族神)祭祀権は長百姓総本家が掌握していたと思われ、個々の分家は「同族」意識(『長百姓総本家の拡大された家父長制的な「家」意識』)に包摂されて、未だ独立した自己の「家」意識を持つに至っていないかっただものと推測されるが、先述したような分家小前層の成長に伴い彼等も祖先祭祀権を獲得し、自己の「家」意識を持つに至ったことを右の事実は示している。

個々の小百姓も祖先祭祀権を獲得し、自己の「家」意識を持つようになるということは、自己という存在を祖先から子孫へという時間的流れの中に位置付け、「家」を守り発展させていくべき責任主体としての自覚を持つようになる

表1 元禄4年、新町村所持石高別戸数・所属名子数

所持石高	戸数	所属名子数
90～100石	1戸	1
80～90	0	
70～80	1	1
60～70	0	
50～60	0	
40～50	2	
30～40	3	1
20～30	10	6
10～20	31	19
0～10	11	15

(『河北町の歴史』上巻, 354頁, 361頁より作成)

るということであり、この「家」意識が以後の彼等の生活意識の核心となって彼等の精神構造・行動を根底から規定するようになり、彼等の膨大な生産エネルギー、強靱な闘争力を生み出す重要な契機ともなったと考えられる。したがってこの「家」意識の一般的成立は、農民の意識・思想及び運動を研究する上で、きわめて大きな意義を持っているものとして措定されねばならない。また、小百姓の「家」は、彼等の惣百姓的連帯を基礎とする「村」共同体に支えられてはじめてその存続が可能なのであるから、「家」意識と関連して「村」共同体意識(その精神的支柱となっているのが、村鎮守⇨産土神祭祀)も重要な意味を持って来る。村落支配者にとっても、自らの「家」の基盤⇨搾取基盤は村落にあるのであるから、究極的には村落共同体の利害に規制されざるを得ないのであり、搾取とその基盤たる村落の維持という相反する課題を果たすために、領主権力と小前農民との中間に位置して現象的には一見相反するような様々な行動をとることとなるのである。

谷地郷の農民構成について詳しく検討し得る材料は手元になく、『河北町の歴史』上巻をみてもあまり具体的な分析はなされていない。

谷地郷新町村の元禄四年における所持高別戸数をみると(表1)、二〇石以上が一七戸、その中七〇石以上の大高持が二戸存するが、持高構成の中核層をなしているのは一〇―二〇石の三一戸である。名子が多数存しており、しかもその大部分が二〇石以下層(その中、当時無高となっていた家七戸)に所属しているのも注目される。上層農家があまり名子を所属させていないのは、おそらくこれらの家では早い時期に名子に分地して本百姓として独立させ、自ら

の経営においては手作部分を縮小して小作に出すようになっていたがためであろう。下層農家では、自らの所持地と上層農家よりの小作地を合わせて名子と共に耕作していたものと推測される。やがて、農業生産力の発展や商品流通の進展に伴う諸稼の機会の増大によって名子も主家から独立して再生産活動を営むようになっていったであろう。

〈註〉

- (1) 今田信一氏執筆「河北町の歴史」上巻、三五〇頁。
- (2) 同前、四三〇頁。
- (3) 村山郡における村落構造の展開、及び「家」意識の一般的成立過程については、前掲拙稿「近世における農民層の「家」意識の一般的成立と相続」で具体的分析を行っている。なお、村山郡の村落構造に関する先行業績としては、青木美智男氏、「佐倉羽州領の成立とその構造」(『譜代藩政の展開と明治維新』)、難波信雄氏、「近世後期村落構造の展開と地主制の生成」(『文化』二七卷三号)、藤田 覚氏、「天明・寛政期の村落構造と豪農」(『歴史』四二輯)、同氏「村山地方における農村構造展開の特質」(『歴史』第四三・四四輯)等がある。
- (4) 倉地克直氏「幕藩制前期における支配思想と民衆」(『日本史研究』一六三)では、民衆の能動性の問題が提示されている。氏によれば、それはキリシタンや一向宗に対する信心を媒介しながら獲得されたと説明されているが、民衆の能動性を信仰との関連で論ずるならば、民衆の生活に最も深く根ざしていた祖先信仰の問題を無視するわけにはいかないであろう。殊に小百姓の場合は、自立化過程における彼等の苛酷な労働と闘争によってその能動性が培われていったであろうが、彼等も祖先祭祀権を獲得し、自己の家「意識」を持つことによって、それは意識面においてもより強固なものとなったに違いない。
- (5) 風早八十二氏解題「全国民事慣例類集」にも、襲名(「家名」相続)慣行の存在が全国各地より報告されているから(一九四―二〇一頁)、遅くとも近世後期には、全国的規模において「家」意識が一般的に成立していたとみて間違いない。
- 個々の小百姓の「家」意識が一般的に成立する段階は、自立「小農」経営の一般的成立期(村落共同体秩序の面からみれば、「小農」生産共同体秩序が村落を包摂した段階)であるから、その時期は全国的にみればかなり地域差がある。民衆の祖先信仰に関して多大な業績をあげられている竹田聰洲氏は「今日都鄙一般寺院の墓地にある檀家の墓碑・位牌堂や檀家の仏壇にある位牌・過去帳・回向帳類の法名記載は殆んどすべて徳川時代、それも初期のものは少なく、元禄以後

のが圧倒的に多い」ことから「あたかもこの時期が幕藩体制と檀家制、従ってまた農庶の「家」の確立期であったことをその面から暗示しているのであるらしい」(「祖先崇拜」、一八九頁、傍点大藤)と想定されている。元禄期というのは、

氏がフィールドとされている畿内の例に基づくと思われるが、村落構造の面からみても畿内が一七世紀中・後期に右に述べた段階に達していたことは、畿内農村に関するこれまでの諸研究が明らかにしているところである。

2、契約講の実態と機能

東北地方には、所在の地名を頭に冠して何某契約講とか、何某講契約、あるいは単に契約・ケヤキ(ク)などよばれる一連の講集団が存在している。分布は東北六県に及んでいるが、その周辺地域、ことに千葉県・長野県にも一部見られるようである。⁽¹⁾

民俗学の分野ではその組織・機能・類型に関してこれまで研究がなされて来ているが、それは現行の契約講の調査・分析に基づくものであり、近世におけるそれについては究明されていない。その意味で、谷地郷に残存している契約記録は、近世における契約講を研究する上できわめて貴重な史料といえる。⁽²⁾

契約講は必ずしも一行政区一組織に拠らず、適当な人数を単位として部落毎に結成されていた。したがって、一村一組織というところもあるし、一村に三組の契約講が存在したところもある。大町念仏講は、大町村上組の農民に大町村下組の一部が加って構成されている。

講成員は年寄と戸主、もしくは戸主のみであって、「大町念仏講帳」には、享保六丑年に「丑より名代無用ニ御座候。若名代有之候仁より過錢五百文御出可成候。講中相談之上如是相極メ候」と定めてある。大町念仏講の参加戸数は、貞享二年には三五戸であったのが、天明八年以降四〇戸台となり、嘉永二年には員数が多くなりすぎて、一同に

相会することは宿を勤める者に迷惑がかかるとして講員相談の結果、上・中・下の三組に分け、各々独立の講を組織している。(表2)を見ると、階層分化の進んでいた近世後期には、多様な階層から講が構成されるようになっていたことが窺える。

表2 大町村上組石高分布と契約員

所持石高	文政7年
80石以上	
70 "	1 (1)
60 "	
50 "	
40 "	1 (1)
30 "	3 (1)
25 "	2 (1)
20 "	2 (1)
15 "	3 (1)
10 "	4 (2)
5 "	16 (4)
1 "	11 (1)
0.5 "	8 (2)
0.1 "	32 (6)
0	41 (5)
計	124 (26)
大町村下組所属の契約員	17
契約員総数	43

()内はその内の契約加盟戸数
(今田洋三氏「幕末における農民と情報」第1表より所引)

谷地郷における契約講の発生年代は不明であるが、「大町念仏講帳」の表紙裏面には、

寛永七年ヨリノ念仏講

貞享二丑年此冊ニ改ルト見ユ

寛永七年ヨリ貞享二丑年迄五拾六

年ニナル

と記されているから、寛永七年頃には既にこの組織の存在していたことがわかる。ただし、この最初の帳簿は紛失しているので、成立当初の様子は不明である。

最も古い歴史を残している大町村は「大町念仏講帳」、要害部落は「念仏講之帳」(延宝四年より)、宝暦五年からの記録を載せる荒町村のものは「念仏契約講年代鑑」と称しているから、最初は宗教的講としての性格が強く、その中に住民の娯楽・交際のような要素も持ったものであったらしいが、次第に相互扶助や自治的機能をも持つようになって来たと思われ、近世後期には整った互助規定や契約議定も取極められるようになっていた。時代が下がって来ると「前小路契約講」・「前小路契約談合」・「内楯村方契約掟帳」・「新町契約議定並諸留」・「長表契約帳」・「田井村契

帳約」等と称するようになっていたことがその性格の変化を示している。同族団と契約講との関係は明らかにし得ないが、同族結合が弛緩していくに従い、同族団が果たしていた機能の一部は契約講にも移っていったのではないかと推測される。

寄合は年に一、二回（大町村契約では十月、前小路、荒町契約では二月と十月の二回）開かれ、その年の当番衆（大町契約では六人）が宿（六人のうちの一人が引き請ける）に集まり宴会の準備をした。席順は定まっておらず、名主を上座として古き百姓から水呑まで順に着座した。寄合においては、村内生活についての談合がなされ、時に応じて契約議定の成文をねった。また、村内外のその年の出来事に関するニュースが披露され、当番がそれを記録した。

契約講は、地域住民の共同生活の実をあげる必要から自然発生したものだけに、その結合は強く、天保期には表面的には儉約のため、裏面的には一揆・徒党・強訴の未然防止のために度々契約禁止令が出され、明治五年にも禁令が出されているが、例えば、大町村では従来「念仏講」と称していたので契約ではないと主張したり、また前小路村では明治六年に「益陸会」と名称を変えたりしているが如く、たくみに権力の目をごまかして存続し、現代にまで至っているのである。

〈註〉

(1) 桜井徳太郎氏「講集団成立過程の研究」、一五三頁。

(2) 管見の限り、同前書第一編第三章、福田アジオ氏「契約講」（和歌森太郎氏編、「陸前北部の民俗」、田村馨氏「東北の講集団―特に契約講について―」（『民間伝承』一四の二二）、江馬成也氏「契約講について」（『文化』二二巻四

号）等がある。

(3) 谷地郷における契約講について詳しくは、『河北町の歴史』上巻、三三七―三四九頁、今田洋三氏前掲「幕末における農民と情報」を参照されたし。本稿は契約講そのものの研究を主眼としているわけではなく、また新たな知見を付け加え得る史料も持っていないので、ここでは、これ等

の業績に依拠してその概要を述べるにとどめる。

(4) 戸主の参加する契約を「大契約」とか「旦那契約」と称したのに対し、若者達によって組織されている契約を「若者契約」と呼んでいる(河北町の歴史「上巻、三四六頁」)。

(5) 今田洋三氏は、念仏とは本来葬式念仏のことで葬式に際しての互助の意味をこめていたにすぎない(前掲論文、二一三頁)と述べられているが、「大町念仏講帳」を見る

3 世事記録開始の契機と意義

大町村契約の記録「大町念仏講帳」では、貞享二年から記帳が始められているが、記録形式が整備され、内容も豊富になって来るのは享保以後である。享保期の「大町念仏講帳」の記録形式整備に指導的役割を果たしたのは、講員の一人で当地の有力農民・商人であった田宮五右衛門年玄であった。彼は、近江国日野の人で延宝頃谷地に立ち寄り当地に住みついて寺子屋を開いた松本一笑軒なる人物に学問を受けている。したがって、記録形式の整備という技術面においては、庶民教育の展開がその背景をなしていたことは疑いないが、世事に関する情報を積極的に摂取・記録するようになった主体的条件としては、元禄・享保期を画期とする紅花生産・流通の発展を基軸とする当地方における商品経済の進展、さらに享保改革政治の中心であった年貢取奪強化策が当地方の農民生活にも大きな影響を及ぼしたこと等により当地の農民の政治・社会・経済に対する関心が高まったことが考えられる。

△表3Vを見ると、一八世紀中・後期に記録量が飛躍的に増大しているのが注目される。また、内容を検討しても、後述するように前期よりもさらに二層の充実をみせている。さらに前小路中組契約帳は明和元年より、荒町村の「念仏契約講年代鑑」は宝暦一二年より記帳が始められている。

表3 「大町念仏講帳」記録量の変遷

年 代	ページ数
1690~99	3.0
1700~09	3.0
1710~19	8.75
1720~29	15.5
1730~39	13.25
1740~49	16.25
1750~59	16.0
1760~69	17.5
1770~79	29.5
1780~89	24.0
1790~99	18.5
1800~09	15.0
1810~19	10.0
1820~29	12.5
1830~39	20.75
1840~49	13.0

山形県郷土研究会刊行本による
 (1ページ782字詰)
 (今田洋三氏「農民における情報と記録」より所引)

こうしてみると、一八世紀中・後期というのは、この地方の民衆精神史上、大きな画期をなしていたことが窺えよう。記録量の増大ないし記録の開始は、商品流通の進展に基づく民衆的情報ルートの拡充が客観的前提条件をなしていたことはいまでもない。しかしながら、民衆をして主体的・積極的に世事情報の摂取・記録という行為にかり立てた根本動因は何であったか。

荒町村契約帳序文「念仏契約講年代鑑序」は、記録開始の主旨を次のように述べている。

儲、浮世の無常なる事を観すれば、夢幻泡影また露の如く電の如しと経文にも説いてあり。然れば今日ある人も明日ということを知らず、少水の魚の如し。爰に何の楽みかあらん。この契約講中六拾人内外ありと雖とも、是を縦て見るに塵劫記のまま子算というに等し。春見し人も秋の講座には座を外れ、秋見し人は来春見えず。会者定離の有様定めがたし。有為転変を見る時は、何の役にも立つまじけれど、此講中六拾人程、春は二月十七日、秋は十月十七日、年に式度宛上中下と組合わせ、交る交る講番勤め、講銭拾文ずつ、講番の方には酒と吸物に、豆腐と大根の煮汁にてひたしもの、呑み喰い去るのみ。町の附合なれば銭もいらす、是程結講成ることはあるまじけれど、何の益という事を知らず。只呑み喰い計りにて面白からずと、此度年代鑑として、連年の善悪に拘わらず、交

易なる事並に年中の諸相場事、此末春秋会席毎に書記し置き候はば、末々子孫の人々、先祖の年忌等たづねん助けにもなれかしと、ホホウやま⁽¹⁾つてまふす。

すなわち、会者定難・有為顛變の無常観からの脱却を説き、従来の呑喰ばかりの講席のあり方を反省し、世事情報の撰取・記録という契約講の新たな機能を自覚的につくり出すこと主張しているのであるが、その動機をなしていたのは、「子々孫々の人々、先祖の年忌なとたづねん助けにもなれかしと、ホホウやま⁽²⁾つてまふす。」と記しているように、「家」意識であったことがわかる。この時期には、村山地方においても単に上層農家だけでなく、個々の小百姓も自己の「家」意識を持つに至っていたことは先述した如くである。

一八世紀中・後期という時期は、従来この期に関する研究の多くが、幕藩制解体の起点として位置付けているように、政治・社会・経済が大きく変動していた時期であった。谷地郷の民衆の生活も、この巨大な歴史の激動の渦に巻き込まれ、揺振られざるを得なかったことは、大町村においても、この時期以降農民の浮沈が極めて激しかった事実が如実に示している。こうした激動する歴史状況の中において、民衆が自らの「家」と、その存続を支える社会的基礎である共同体とを守って行くためには、変動する政治・社会・経済の動きをできるだけ正確に認識し、有効に対処して行かねばならない。

幕藩制社会全体の巨大な歴史的転換は、東北地方の谷地郷の民衆にも、右のような新たな課題を明覚に自覚させざるを得なかったたのであり、この課題を果たすために従来⁽³⁾の契約講も世事情報の撰取・記録という新たな機能を自主的につくり出すこととなったのである。すなわち、歴史的な政治・社会・経済条件と民衆の内面的な生活意識との結び目に、彼等をして新たな行為を創始せしめた真の契機を見出し得よう。

そして、世事を単に口承ではなく、記録として伝承するようになったことは、現在を過去とより正確に対比して認

識することを可能としたのであり、民衆の政治・社会・経済の動向に対する認識、さらには歴史認識を高める上で画期的な意義を持っていたと評価することができよう——谷地郷の契約記録はそのまま当地方の近世・近代史書となっているのであり、その意味では、現在盛んに編纂されている市・町・村史の先駆ともいえる——。

歴史の激動の中で自己の「家」を守り抜くためには、まず何よりも、自己を厳しく規律・鍛練し、その「主体性」を強めなければならない。そのためには、安丸良夫氏が提唱されたように、広汎な民衆をして勤勉・儉約・孝行といった通俗道德の厳しい実践へとかり立てていったであろうことは十分予想し得る。そして確かに、氏の指摘される如く、かかる行為においては、民衆が通俗道德の内面世界に閉じ込められて、外部世界へ向けての目を自ら遮断してしまふ危険性をも多分にもっていたといえる。しかしながら右に見て来た事實は、民衆が決して自己鍛練のみに終始していたのではなく、それとともに外へ向けてのより広い視野とより深い認識を獲得するための努力をも行っていたことを示しているのであり、この両方の課題を同時に民衆が果たさんとしていたことが窺えるのである。したがって民衆意識の全体像を把握するためには、単に道德問題だけでなく、これまでほとんど手が付けられて来なかった民衆の政治・社会意識の問題をも今後具体的・実証的に究明していくことが必要であろう。

さて、民衆の世事情報の摂取という行為の基礎には、当然民衆的な情報ルートが存在したのであるが、その最も基本的なものは商品流通ルートであった⁴⁾。特に谷地郷は最初に述べたように、村山地方における商品流通の有力な拠点の一つであったから、情報摂取の上で恵まれた条件下にあった。そして、このルートを通じての情報収集に中心的役割を果たしていたのは商業を兼営している有力農民であったから、当然契約講の寄合において情報を披露するに際し、彼等の恣意的な情報の取捨選択がなされたことも予想される。特に下層農民との利害の対立が激しくなる近世後期・幕末期においてはその傾向が強まったであろうから、契約記録の検討に当たってはその点を念頭に置く必要がある

る。

また、商品流通ルートの他に、杜寺参詣や出稼等も民衆が世事を知る機会となったであろうから、その盛行は、民衆の社会認識を高める上でも大きな意義を持っていたと評価される。

入註

(1) 『河北町の歴史』上巻、三三九頁。

なお、この序文を書いたのは雲竜軒卜吟なる人物で、実名は不明であるが、文章の内容からみてかなり学識のある村内の知識人であったことが推測される。

(2) 近世後期における大町村の農民の浮沈に関しては、今田洋三氏前掲「幕末における農民と情報」(二二七頁)で検討がなされている。

(3) 安丸良夫氏「日本の近代化と民衆思想」、第一章。

二、政治・社会・経済認識の展開

1 元禄——元文期

「大町念仏講帳」では、貞享二年から元禄八年までは講員及び各年の当番の名前が記されているのみで、元禄九年に初めて津軽秋田の飢饉・雪不降・物価・新金鑄造等の記事が見られる。しかしながら、以後正徳期までは年によって記録量にかなりの差がみられ、先述した如く享保期に入ってから記録形式が整備され、内容も豊富になっている。

(4) 民衆的な情報ルートに関しては、今田洋三氏前掲論文で詳しく論述されている。

(5) 代参講が「世事を談ずる団体」としての性格を持っていることは柳田国男氏の指摘されているところであり(『明治大正史』、定本『柳田国男集』第二四巻)、こうした講集団あるいは個人を単位とした世事情報の撰取・認識活動は、近世中・後期以降全国的にかなり活発になって来ていたのではなからうか。

記事の内容は、天候・作柄・諸色相場・各地の災害・検見・貢納・廻米問題・代官交代や管轄区域の変更・巡見使の到来・騒擾・改元・政治的社会的諸事件・風俗・祭礼・各年の講当番名や講規約等きわめて多様である。

農民にとって最も切実な関心はいうまでもなく年々の農作物の出来具合であり、それを大きく左右する天候であった。また、地方商業の中心地であった当地では、市場の動向に再生産が規定される度合が大きかったために、後述するように市場関係の記事もきわめて多い。特に諸色相場は、天候・作柄と共に恒常的に記されている。

作柄の記事は、特に稲作や当地方の代表的特産物であった紅花・青苧について詳しい。記載の仕方も、最初は天候・作柄を別個に簡単に記すだけだったが、次第に作付時から収穫時までの状態を、その時々々の天候状況と関連させて詳しく記されるようになっていく。こうした天候と作柄との関連についてのより深い認識を得ようと努力していく過程において、「当秋揚之儀八月五日より九月二十二日迄降統候而、百姓迷惑申候。依之穂こほれ候而穂ほろひ大出申候。大低百苧ニ付老悖斗ツ、こほれ候様ニ申事ニ候。いね三助・ぶんど・上石被納、別而大あたり、明年よりハ田作半分ハ上石作り可申覚悟申候」(享保一〇年)というように、経験的に品種の選定・改良を進めていくのである。共同体の氏神を中心とする諸種の神仏に豊饒を祈願し、その信仰を精神的支えとして厳しい自然条件の下、粒々辛苦の再生産活動を営む中で、経験的に農民なりの「科学的知識・精神」を培っていく姿をそこに読み取ることができよう。

「近年悪作故、夏米五升ニ付百六拾文迄仕候。錢五百廿文迄、麦五升ニ付百四拾五文、小麦五升百六拾文、大ツ百七拾文、其外何ニ而も一切下直成もの無之、商事ハ夫故無之、商人百姓ニよらず難儀不及筆紙」(享保六年)とあるように、商品経済に深く巻き込まれ、商事が経済生活の大きな支えとなっていた当地では、作柄に対する関心は単に自給的観点からだけでなく、その商品としての価値や市場に及ぼす影響という観点からも強かったのであり、相場

と関連させて記述していることが大きな特徴となっている。

また、上方等との遠隔地間商業に結び付いていたことから、単に当地の作柄だけでなく、「日本国豊年也」（正徳五年）、「日本国中不作之由」（享保元年）、「作物ハ何不依上作、尤日本共ニ万作之由」（享保二年）というように全国¹の作柄状況や「取綿上方ハ三拾年ニも無之大作十二分之よし」（正徳五年）——繰綿を上方から移入していた——とか、享保十七年の蝗害²による西国・九州の米不作、同一八年の同地方の米上作等のように、直接当地の商業に関する他地方の特定品目の作柄についての具体的な記事も見られる。特に享保十七年の西国・九州の蝗害による不作に関しては、それが最上市場に及ぼした影響について次の如く具体的に記している。

一、於西国初秋出穂之節蟻かうといふ虫何国よりか来りけん、数ヶ所虫喰ニ而作三分位ニ及承候。仍之諸国米曳上ヶ、酒田表四拾八九俵致候所ニ、三拾俵引上ヶ、殊之外商人共損徳ニ有之候。最上商人衆ハ大抵多損御座候由。此末難斗。為其百姓ニ御心得可申遣候。

一、又曰、右之通り九州不作致候故、大坂共ニ殊之外直段能、六拾六七匁仕候。仍之酒田俵弥々つよく罷成申候而廿五俵引上ヶ申候。然ハ最上米も初八拾五文より仕候所ニ其已後段々引上ヶ百廿文まで仕候。酒田表番直段廿六俵十月十五日ニ相立申候。

右の記事から、上方市場↓酒田市場↓最上市場という系列でその影響が波及していたことが知られる。谷地郷の定期市での米相場をみると、享保期には全体として低米価の傾向にあり、中央市場での傾向と一致している。もちろん、渡辺信夫氏の指摘される如く、地方の物価体系と中央都市のそれには質的な差異が存在したであろうが、こうした同一的な米価動向は、右のような市場系列で上方市場での米価が当地相場にも影響を及ぼしていた面も強かったの

ではあるまいか。ただし、「大町念仏講帳」では、平常の米相場については上方市場との関連で記してはいない。

恒常的に記されている諸色相場は、年によってその品目に多少があるものの、大体において、米・紅花・青芋・大豆・小豆・蠟・木ノ実・荏油・水油・胡麻・錢等である。錢を除けば、すべて寛文期には、すでに村山地方の移出物資として大石田船役所で課税品目に指定されていた。したがって、他地方よりの移入物よりも当地方の特産商品の相場により強い関心を払っていたことが知られる。

当地相場だけでなく、移出先の相場をも記している場合が多く、米・大豆は酒田、紅花・青芋は京都での相場が記されている。殊に紅花は当地方の代表的な特産商品であり、「紅花出初ニハ高直ニ御座候処ニ、段ニ不景氣ニ罷成候へ共、水も畑方へ上り不申、百姓相応之金取り、夏中飢命を安ク申候」（享保六年）とあるように生産者農民にとっても、またこれを京都市場へ出荷する紅花商人にとっても、それによる収益の多少が再生産を左右する度合が大きかったために、例えば、「於上方直段利分有之由風聞」（享保一八年）というように上方での取引状況の良悪を記している年が多い。このことは、紅花程でなくても青芋についても同様である。

享保二〇年には、米価下落に苦慮していた幕府が米価を公定したことを記し、江戸・大阪での公定価格、及び当地においても「御代官四ヶ領惣百姓被召呼下直ニ相払申間敷由銘と印形御取被遊候」ということを記している。ただし、批評は加えていない。

地域内市場では錢が基本的通貨であったために、その相場に強い関心を示し、恒常的に記されているのであるが（金一分当り）、さらに遠隔地間商業に携わっていた当地方では貨幣の改鑄による通貨制度の変更にも留意する必要がある、貨幣の改鑄があった場合は必ず記されている。

以上、この期における経済認識について検討して来たのであるが、要するに自らの再生産活動（民衆の生活意識に

即していえば「家業」を如何にして発展させるかという観点に立って、生産次元から流通次元にわたって、それに直接利害を及ぼす多様な局面において展開していたことがわかる——もちろんその経済的関心は、各々の再生産活動の内容（特に商業を兼営しているかどうか）によって差異があったであろう——。

次に享保改革政治が当地方の民衆の生活にどのような影響を及ぼしたか、そして、民衆がそれをどのように感じ取り対応していったかということを検討してみたい。

その前にまず、当時の農民が領主権力をどのように認識していたかということを押さえておく必要がある。これは、すぐれて幕藩制国家の支配イデオロギーの内容に関係している問題である。

右に關しては、深谷克己氏・宮沢誠一氏によって幕藩制的「仁政」イデオロギー論が提起されている⁽⁶⁾。それは、幕藩領主と農民との關係を、「御救」（農民の經營維持）、「百姓成立」のための領主による直接の助成米金、さらに年貢未納用捨分、引免分、さらには土地丈量の繩延分、川除工事等々を領主の「御仁恵」という人格的倫理的基礎に由来する「御救」として觀念させたもの⁽⁷⁾を基軸的媒介とする「仁君」と「御百姓」の「仁政」論的意識關係として思想化したものと説明されている。すなわちそれは、仁君の「百姓成立」のための種々の「御仁政」に対し、「御百姓」が「御年貢諸役」を勤めるといふ、現実の封建的搾取の本質を隠蔽さんがための虚偽の關係意識である。

問題は、右の如き支配イデオロギーが現実の農民の意識をどの程度まで把握していたかということである。この点に關しては、従来の支配イデオロギー研究では、十分に実証的・具体的に究明されているとはいえず、盲点となっている。幕藩制的「仁政」イデオロギーが農民層に現実に浸透していた根拠としてよく願書・訴状の文面が例示されるのであるが、領主に提出されるこれらの文書は建前的文言で記されるのは当然であり、それが必ずしも農民のホンネを表現しているとは限らない——もちろん、幕藩制的「仁政」イデオロギーを農民が自らの要求貫徹のための論理と

してどのように用いているかを検討することにより農民の意識の成長をみることは可能である——。

この点、契約記録は、領主に提出することを前提としない農民自身のために書かれた記録であるから、彼等の真の意識をさぐる上で貴重な素材である——ただ、その階層的差異まで明確に把握するのは困難である——。

「大町念仏講帳」では、武士と農民は身分的に明確に区別して記され、武士に対しては敬語が用いられている。そして、將軍ないし幕府は、「御上」・「公方様」・「御公儀様」という言葉で、それに対する農民は「百姓」ないし「御百姓」という言葉で表現されている。また、年貢はすべて「御年貢」と記されている。問題は、これらの言葉が幕藩制的「仁政」イデオロギーの表現としての内実を持つて用いられているのか、あるいは単なる慣用語にすぎないのか、ということであるが、「紀州様將軍ニ秋八月御立千秋万歳」（享保元年）とか「大納言様將軍に御立被遊候」。此末御慈悲も可被成候由、末頼母敷皆々悦御事に御座候」（延享二年）などと記しているのは、明らかに「御慈悲」の政治を施してくれることを期待してのことであり、さらに「御領内不作故、半毛御年貢に御取立被遊候よし。扱々御慈悲なる御事に御座候」（延享二年、ただしこれは山形藩領に関する記事）という如き記事も見られるから、幕藩制的「仁政」イデオロギーは当地方の農民の意識に一定の規定性を及ぼしていたことが窺える。

では、こうした幕藩制的「仁政」イデオロギーに規定された農民の政治意識は、現実の「公儀」の政治の展開の中でどのように変容していったであろうか。

領主の政治に対する農民の最大の関心は、いうまでもなく年貢政策である。殊に享保改革においては、幕府財政の危機打開のために年貢収奪強化策が取られたため、この期には年貢政策と、それが当地の農民の生活に及ぼした影響、及びそれに対する農民の動向に関する記事が多い。

次に、その記事の内容を見ていくことにしよう。

○享保五年

去亥年（享保四年）の金納石代金を正月二九日まで上納するよう寒河江役所より申し付けられたが、「元來不作故、夏中ハ小作之者喰兼」という程の困窮であったため納入を延期してくれるよう「三月十一日本在郷不殘四百八十九人罷出」代官所へ「御訴訟申上」げたが聞き入れられなかった。

谷地郷の一つ工藤小路組名主小左衛門の管下要害村の百姓が検見引願を出したが聞き入れられず、「百姓共大ニ迷惑仕候上に、名主小左衛門名代次助と村役人一人は寒河江代官所の籠へ入れられ、その後宿預りとなり、「百姓之内吉兵衛・孫兵衛儀者別而罪多有之、殊ニ八白岩之百姓共手本とも之思召候哉」、白岩の籠へ入れられた。

右に出てくる「白岩之百姓」には、寛永一〇〜一一年の大一揆以来抵抗の伝統があり、山間の村であったから天候不順の時は「実取無之」となり易く、すぐに不穏な動きを示した。徹底的抵抗によって勝利をおさめた寛永一年白岩一揆の江戸直訴人三八名（死罪打首）については、五年後の寛永一五年には碑がたてられ、白岩領主酒井忠重の非分二三カ条を記した訴状が「白岩状」「白岩目安状」の表題のもとに書写され、白岩山内のみならず村地方一帯に流布されていたらしい。⁸⁾すなわち、この白岩一揆の伝承が白岩はもろん村山地方一帯の農民の抵抗精神の拠となっていたのであり、おそらくそれは、幕藩領主が農民の意識を幕藩制的「仁政」イデオロギーの中に編成していく過程にあっても、なお完全には編成され得ない部分として農民の意識の底流に生き続けて来たものと思われる。要害村の農民を見せしめのためにわざわざ白岩の籠に入れたのも、こうした抵抗精神の伝統に対する権力側の挑戦であったといえよう。この白岩の籠は、「雪垣も無之、籠者之者共迷惑致」していたのに同情して「白岩之者共打より籠へ雪垣など致候へは、少く寒サヲ退申候」と大町念仏講帳には記してある。ここには、今田洋三氏が

指摘されている如く、享保期収奪強化策下において抵抗する農民の連帯の姿が示されているのである。⁽⁹⁾

○享保六年

「去ル亥之年金納右代金御延被下候様立而御訴訟申上候ニ付」、当春三月九日に当村より孫右衛門、前小路より宇兵衛・六兵衛が代官所へ呼び出され、「不屈之筋被仰付手錠籠者」^(舎カ)となった。そのため、「近々惣村より御訴訟申上候へ共御承引無之候故」、谷地郷の有力農民・商人であった田宮五右衛門・いせや新左衛門・細矢太郎三郎・土屋勘右衛門が交渉した結果、「漸之こと五十日程ニ而」入籠者を救出することができた。最後に「重而何事ニ不寄御役所江対し御訴訟申間敷もの也」と結んでいるのは、こうした権力側の厳し処置や「願人雑用入用」が多かつたことに怒りたためであろう。

○享保七年

「作之儀新畑共ニ中之上ニ申ならし候。乍去毎度不作致候故、区方山田共ニ飯穀ニ致難儀、夏米五升ニ付百四拾文位より段々高直、出穂ニ至候而段々引下ケ、八九月ニ至り百貳拾文より百五文ニ成候。米下直之上百姓別而難儀申候」という状態であった上に、「江戸御上米」の欠代金が八拾五両余(谷地幕領全体)にもなり「扱々惣村百姓大難儀」。しかるところに、寒河江代官植拓兵太夫が越後へ行った留主中に手代小山藤七が「江戸納欠代金取立卜号し」てやって来て、私欲がましきことを要求した。これに対し「扱々利強ク不思寄候事共詮議致し、欲深ク無慈之役人ニ御座候」という批判を書き記している。また、「先年無之御年貢割付出申候」とあるから、享保改革の年貢増徴策が本格的に開始されたこの年、当地方にもその方針は直ちに及んだことがわかる。こうした年貢増徴策を断行する一方では、先述した「百姓成立」のための「領主」の「御救」の重要な一つである夫食米貸与は、「今年夫

食米諸国御代官御支配下御取上ケ」となった。

すなわち、一方での「収斂」と他方での「御救」の矛盾的統一によって農民から全剰余労働を収奪する⁽¹⁰⁾という幕藩制的「仁政」イデオロギーは、現実の享保改革政治の初発において早くも破綻を示していたのである。それは、直ちに「右之夫食取上ケ成候へハ百姓、老、人として、可立者無御座」というような「百姓成立」の危機を結果した。そのため百姓達は代官所へ数度御願申上げたが、聞き入れられず、「大小百姓共ニ殊之外難儀」という有様であった。

さらに右の「百姓難儀」の記事の次に、大町村善四郎が年貢不納のために家屋敷を売って皆済し、妻子共に義絶して当所を立ちのいたところ、女房が天満村新九郎と再婚したため、善四郎がこれを遺恨に思い、新九郎を切り殺した事件が記されている。年貢増徴策は、「百姓成立」を危機に陥し入れただけでなく、こうした悲惨な事件を生み出したのであり、「大町念仏講帳」では、それを単なる事件としてでなく、こうした領主の年貢収奪策との因果関係において記しているのが注目される。

○享保八年

・当年の廻米の内四分の一余を金納にするよう仰せ付けられた。石代値段は新金一両に一石七斗五升替で、町米値段よりも高かった。したがって、「百姓徳用」もなかったのであるが、「金納名目捨難ク如是ニ候。当分迷惑ニ者候へ共、御上より被仰付候事ニ候へハ不及是非候」と、これを承諾している。

・「御物成之儀去寅之御取ケより壱分壱厘御引被下候様願上」げたが聞き入れられず、「去年之定免ニ被仰付」れ、「何とも青米にて迷惑に御座候」。

○享保一二年

「当秋中森山勘四郎様御下り、来年之田作取毛三分御めん被仰付候為、明年より五ヶ年迄平均ニ被仰付候ことに候。百姓とも迷惑不過之候。」

○享保一三年

「申年御年貢米之内、納高ニ粃元十歩一ほと御囲米ニ被仰付候。当年初めて粃納申事ニ候得者、後へよき事も可有御座候得共、早速百姓迷惑心地ニ御座候。いまたヶ様之様子納方之仕様知れ不申候。」

○享保一八年

検見が行われ、「四分余御損毛ニ相立相願申候」。

○元文二年

「天氣惡敷、川通中洪水、依之田畑損じ、百姓迷惑致候……田畑共に近年無之不作に付、検見を願ひ出たが、御代官御下り御覧之上に候得共、定免に被仰付」れ、「入用斗相懸け百姓困窮猶更に候」。

○元文五年

検見願申上候処、御上之御吟味つよく、定免に被仰付、村々小作中迷惑千万に存事に候」。

○延享二年

「粗納三步一被仰付、是又霜月上旬津出被仰付、村と迷惑に及申事に候。此末御公儀様へ御願之筋無之候而は百姓相立可申様無御座候。」
(以上の傍点、大藤)

吉宗が將軍になった時、幕府財政は破滅直前に追い込まれていた。享保七年五月に出した旗本・御家人に対する儉約令の中では、窮乏の原因として、恒常的「損毛」の発生と貢租量の通減とともに「其上提川除等之破損所多有之、難捨數ヶ所御普請被仰付候、夫のミならず、御料所之百姓共飢渴候者之御救米被下置候」ということを挙げている。すなわち、「百姓成立」のための川除普請・救米等のいわゆる「公儀」の「御救」機能部分の出費が財政窮乏の一因をなしていたのである。

したがって、享保改革では年貢増徴策——その具体的方策として打ち出されたのが、周知の如く定免法であり、これは過去一〇ヶ年の平均租率に増分を加えて固定したもので、しかも最初は短年季に定め、年季切替ごとに租率を引き上げることにより年貢増徴を図っている——を断行する一方では、夫食米貸与を制限したり、また農民の自普請を強化したりしている。つまり幕府財政の窮乏は、一方での年貢増徴と、他方での民衆に対し「公儀」としての威信を維持する上で不可欠な「仁政」機能の減退とを余儀なくさせたのである。

かかる、幕藩制的「仁政」イデオロギーの内容とは明らかに矛盾・乖離した現実の苛酷な政治が、民衆をしてそのイデオロギーの虚偽性を見破らせ、「公儀」なるものの正体を認識させる契機となったであろうことは想像に難くない。事実この期には、年貢増徴に反対する農民闘争が全国各地で頻発しており、しかもその闘争形態が強訴を主流とするようになっていたことは、単にこれまでのように「公儀」に「御慈悲」を施してもらうことを歎願・愁訴すると

いうのではなく、自からの実力で以てその要求を貫徹せん』「仁政」を引き出さんとする程に農民（殊に、小農民）の「主体性」が成長していたことを示している。

谷地郷においても、享保七年より租率を引き上げて定免法が実施されたことは、享保七年に「先年無之御年貢割付申出候」、同八年に「去年之定免ニ被仰付」とあることからわかる。こうした年貢増徴策が農民の経営に及ぼす直接的影響は階層によって差があるものの、年貢村請制下では村全体の利害にかかわるために「惣村」の意志として夫食貸与、破免検見をしばしば願ひ出たものごとく権力側に拒否されている。この結果は、「百姓老人として可立者無御座」（享保七年）、「百姓相立可申様無御座候」（延享二年）というような「百姓成立」の危機を招き、殊に「小作之者喰兼」（享保五年）、「村々小作中迷惑千万に存候」（元文五年）とあるように、再生産基盤の脆弱な小作農に大きな打撃を与えている。

かかる苛酷な年貢収奪強化策の下で、「百姓共大いニ迷惑」（享保五年）、「惣村百姓大難儀」（同七年）、「百姓迷惑心地」（同一三年）、「百姓迷惑」（元文二年）、「村々迷惑」（延享二年）と呻吟しているのであるが、これ自体では未だ生活意識の次元での憤怒感情にとどまる。問題は、これが政治意識の次元にまで高められ、明確な権力批判を生み出すまでに至っているかということである——それを媒介するものが階級闘争であることはいうまでもない。

「大町念仏講帳」では、権力側に対する批判的文言としては、享保七年の代官手代の強欲に対して「欲深く無慈悲之役人ニ御座候」と記しているのがあるのみで、「公儀」そのものに対する批判は記されていない。そればかりか、延享二年には「此末御公儀様へ御願之筋無之候而は百姓相立可申様無御座候」とあるように、未だ「公儀」に対して「百姓成立」のための「仁政」期待感を懐いているのである。このことはおそらく、先述したように、当地方では一七世紀後期以降小百姓の成長過程にあったとはいえ、この時期には未だ経済的・社会的にも意識面においてもその成

長が十分でなかったために、生活意識の次元での憤怒感情を政治意識の次元にまで高め、明確な権力批判を生み出すに至らせる媒介となり得る程の、彼等を主体とした実力行使的な闘争を展開し得なかったことに基づいているのではなからうか。

享保六年一二月の質流禁止令（その発布は翌年四月）と翌々八年八月の禁止令の撤回は幕府の土地政策史上重要な意義を持っているが、「大町念仏講帳」には禁止令が発布されたことすら記されていない。おそらく地主である村役人がこの令を一般村民に公表しなかったものと推測される。

しかしながら、享保八年に同じ村山郡内で、しかも谷地郷とはあまり遠くない長瀬村で起こった質地騒動は、谷地郷農民にも大きな衝撃を以て伝わったに違いない。だがこれも、「享保八年卯七月十八日於長瀬質地出入ニ付、江戸へ被為引登、江戸ニて三人御仕置ニて首斗国へ下ル。其外喜右衛門・新兵衛重罪ニ付、はり付ケニ成。右三人之首獄門にかゝり申候。右ハ則七月十八日ニて、其外江戸登之者二人病死、其外嶋流三人、牢流五人（皆之）之よし」と首謀達の処罰について記してあるのみで、最後に「委細ヲ略ス」と結んでいる。騒動に対する批評は一切していない。おそらく村内の小作人に対する牽制の意味で処罰に關してだけ記したのであろう。この点は、全村民の利害にかかわる年貢増徴策に対する他村の闘争が連帯感を以て記されているのと対照的である。越後中頸城郡の質地騒動に關しては記していない。

しかしながら、この禁止令を「徳政」⁽¹⁾、すなわち「公儀」の「仁政」と解して質地取戻しの行動に立ち上がった農民達に鉄血の弾圧を下したと、及び禁止令を撤回して「御百姓」意識の基礎である百姓土地所持に対する保障を放棄したことは、幕藩制的「仁政」イデオロギーを破綻させる現実的契機を「公儀」自らが生み出したという点で、その持っている客観的意義は極めて大きい。

享保改革は、流通政策の面でも当地方に甚大な影響を及ぼしている

「大町念仏講帳」には、享保二〇年に次の如き記事が載っている。

紅花之儀曰てりニ付諸人難儀ニ存候所、又々上方より下り衆老人も無御座候。其故ハ去冬絹糸ことく高直、諸職人紅屋商及難儀候所、四月九日ニ二条様より問屋被召出候而、当年より紅花相調ニ田舎へ罷下り不申候様ニ急度被仰付、殊ニ紅花さばけ口之儀、向後問屋拾四軒之方より紅屋百四拾八軒之者共買取申候而、猥りニ売買不仕様ニ被仰付候。年行司紙屋勤兵衛・いせや理右衛門別而被呼出堅被仰付候。仍而右之趣最上へ申来候而諸人難儀ニ存候。

すなわち、京都二条役所より紅花問屋一四軒と紅染屋一四八軒が指定され、京都入荷の紅花は、すべてこの紅花問屋仲間のみが取り扱うこととされ、問屋や紅染屋が勝手に手代などを生産地へ派遣して買い競ったり、または直取引をしたりすることが禁ぜられたのである。⁽¹⁶⁾このことは、問屋間の競争を排して、流通過程の利潤を仲間問屋のみが独占しようとしたものである。

右が、中央都市の問屋に特権的な仲間を結成させ、この機構を通じて発展して来た商品流通を統制するとともに、流通過程の利潤を冥加金として収取せんとする享保改革の流通政策の一環として打ち出されたものであることはいうまでもない。京都市場における紅花取引の独占権を獲得した紅花問屋仲間は、三年後、「御上様之御威光を以」(傍点、大藤)って「摘様古来之通熟花ニ至候得而摘取未熟之花摘入不申様」⁽¹⁶⁾当所荷主仲間へ申し付けて来ている。こうした幕府権力と中央都市の特権商人との結託によって生産地の商人・農民に圧迫を加えて来たことは、彼等の権力認

識を寛容させる一契機とならざるを得まい。

元文五年六月、谷地の紅花商蔭屋甚右衛門と青柳屋喜惣治の二人が、この地方の惣代として京都に上り、問屋側の不当行為によって国元の「御百姓商人相立ち申さざる儀に御座候へば」として、第一に「先年の通り、京都にて何方へ成り共、勝手次第相對を以て、広く売買仕候様に」、第二に「殊に京都染屋中も最上江罷下り、紅花相調えられ候様に」願ひ上げている。すなわち、都市問屋独占機構を打破し、生産地商人の自由裁量による取引を要求しているのであるが、これは何も新規の仕法ではなく、旧来の取引慣行に復することにより市場における生産地商人の「主体性」、「自由」を回復せんとしたものであった。

このような訴願が何回かくりかえされ、寛保元年には、「大町念仏講帳」に「京都江商人相名代に甚右衛門・藤助・新二郎・忠助、寒河江より六郎兵衛・五兵衛罷登候而、二条御役所江御訴申上げ、願之通被仰付。願之筋は紅粉屋方へ現金直売に致候風に被仰付候。只今迄は老駄に付銀式百五拾匁問屋仲間にて通口銭取候儀も、向後相止み申候。」と記されているから、紅花問屋仲間の取引独占権が取り消され、最上商人と京都紅粉屋（紅染屋）との間に旧来通りの自由売買が認められるようになり、一応最上商人側の勝利に帰したらしい。

しかし、これで問題が十分に解決した訳ではなかった。問屋側の横暴は一時抑制出来ても商品流通の機構から問屋を全面的に否定できる時代ではなくなっていたので、彼等は強大な経済力を利用して直ちに私的な組織団結を図り、方々な方法で再び圧迫を加えて来た。それは、紅粉屋側に直接紅花の目利をさせないこと、したがって紅粉屋として値段の決定が出来なかつたこと、紅粉屋との取引関係で損失が生じても異議は一切申立てない旨の一札を入れること、商人代表が上京しても紅粉屋とは相対させないこと等、地方商人と紅粉屋とに間接的に圧迫を加える策に出たのである。⁽¹⁸⁾ そのため後述する如く、宝暦二年から再度の訴願闘争が展開されることになる。

この期の闘争を宝暦期のそれと比較した場合、訴人はいずれも商人であり、その要求も中央都市商人との流通利潤をめぐっての対抗という観点から出されており、生産者農民の利害は表面には出ていないという特徴を持っている。このことは、この段階では、生産者農民が流通過程の問題に、直接自らの利害に立って発言し得るまでに至っていなかったことに基づいていよう。やがて、紅花生産が小経営農民の間にも広く展開するようになって来た宝暦段階では、村山郡内の生産者農民の広汎な連帯を基盤に、彼等が主体となって、自らの要求を前面に掲げたより強靱な闘争が展開されることとなるのである。

以上検討して来たことから、享保改革政治は年貢政策の面でも、流通政策の面でも、谷地郷の農民・商人の生活に大きな打撃を与え、それに対する彼等の不満・反発感情が鬱積されていったことがわかった。このことは、次の如き、将車の交替を悦ぶ文言を書き記していることに集約的に示されている。

公方様御隠居被遊候。霜月上旬に西の丸へ御移り被遊、大納言様将車に御立被遊候。此末御慈悲も可被成候由、末頼母敷皆と悦御事に御座候。(延享二年、傍点、大藤)

だが同時に、右の文言は、谷地郷の民衆が未だ「公儀」に対する「仁政」幻想から脱け出していなかったことをも示している。つまり、現実の政治に対する不満・批判を持っていても幕藩制的「仁政」イデオロギーの虚偽性を見破らない限り、その批判は結局将車の「不仁」に帰せられ、将軍さえ替れば、「御慈悲」を施され「末頼母敷」なるだろうという「仁政」期待感を懐くこととなり、封建的支配体制そのものへの批判とはなり得ないのである。

最後に、この期の谷地郷民衆の社会的視野について要約しておこう。記載事項の大部分が彼等の生活基盤である谷

郷地、ないしはせいぜい村山郡内の事柄であるのは当然であるが、先述した如く、作柄・相場及び災害に関しては、村山地方以外に属するものも多く見られる。災害も当地の商業に及ぼす影響という観点から記されたものが多いから、総じていえば、他地方の事柄は当地との市場関係において記されていたといえる。殊に、当地と密接な商業関係にあった上方市場に関する事項が多いのが特徴的である。その他、当地と利害関係はないが、興味ある記事としては、享保一三年の長崎に象が来たこと（かなり詳細に記している）や元文四年の仙台金華山に唐船三艘が着いたこと等がある。他地方の一揆に関しては一件も記されていない。これは、後の時期と比べて対蹠的である。

総じていえば、商品流通の拠点であった当地の民衆の社会的視野は、市場関係を通じてこの時期においてもかなりの広がりを見せているのであるが、それがさらに広くなり、かつ内容も豊富になって来るのは一八世紀中期に入ってからである。

(未完)

△註▽

- (1) 例えば、享保六年には、「当春より日和能、誠ニ五日之風十日之雨、三四年無之上作故、風祭ニ惣村より提灯ニ而氏神八幡宮並あら町御神明様へ氏子不残参宮仕様」という記事が見える。
- (2) この他、この期の村山地方以外の災害に関する記事では、元禄九年の津軽秋田大飢饉、元禄一年の江戸大火、享保一八年の紀州における餓死者の大量発生、寛保二年の江戸大火、浅間山噴火等がある。最初は災害発生の事実だけを簡単に記していただけだったが、次第に詳細に災害の状況を記すようになっていく。
- (3) 渡辺信夫氏「近世中・後期の米価動向について」(『最上川流域の歴史と文化』六三八頁)。
- (4) 同前において、「大町念仏講帳」の相場記載を素材に、米を中心として銭・紅花・油相場の動向について分析がなされている。
- (5) 『河北町の歴史』上巻、四七七頁。
- (6) 深谷克己氏「百姓一揆の思想」(『思想』五八四号)、宮沢誠一氏「幕藩制イデオロギーの成立と構造」(歴史学研究会『歴史における民族と民主主義』)。

なお、倉地氏前掲論文では、支配イデオロギーを支配原理の弁証としての政治哲学を頂点としながら、現実のイデオロギー支配の局面において様々な性格と機能をもつ具體的支配思想の総体として、その△重層的な構造において▽把握するという方法論に立って、△国主恩―役▽の秩序論、△職分論▽、△「かせぎ」―「作徳」▽論という三つのイデオロギーの統一されたものとして把握されている。

- (7) 深谷氏前掲論文、二〇九頁。
- (8) 今田洋三氏前掲「農民における情報と記録」、三頁。
- (9) 同前、三頁。
- (10) 深谷氏前掲論文、六三頁。
- (11) 「御触書寛保集成」一〇七四。
- (12) 定免法の運用方法については、大石慎三郎氏「享保改革の経済政策」第四章第三節に詳しい。
- (13) 高尾一彦氏「経済構造の変化と享保改革」(岩波講座「日本歴史」11 二二頁)。
- (14) 日本民衆の歴史4「百姓一揆と打こわし」、一〇五頁。
- (15) 紅花流通をめぐる対抗関係については、安孫子麟氏「江戸中期における商品流通をめぐる対抗」(『経済学』三二二号)。「河北町の歴史」上巻、五一―五二六頁に詳しい。
- (16) 安孫子氏前掲論文、九九頁。
- (17) 「河北町の歴史」上巻、五一―五五頁。
- (18) 同前、五一―八頁。

近世における農民層の政治社会経済認識の展開 (大藤)